

綾瀬市文化団体連盟 規約

平成28年5月7日施行

(名称)

第1条 本会は、綾瀬市文化団体連盟（以下「会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、綾瀬市内の文化団体相互の連絡と協調及び親睦を図り、もって市文化の発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 加盟文化団体の活動を活発にするための助成
- (2) 各種文化行事、研修会等の開催
- (3) 市主催の文化事業への参加
- (4) 機関誌の発行
- (5) 他市町村の文化団体との交流
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 本会は、市内の各種文化団体をもって組織する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 2名 |
| (3) 書 記 | 2名 |
| (4) 会 計 | 2名 |

(役員の仕事)

第7条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総理し、役員会及び理事会の議長となる
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する
- (3) 書記は、本会の庶務を担当する
- (4) 会計は、本会の経理を担当する

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選出)

第9条 役員は、役員推薦委員会で選出し、総会において承認するものとする。

2 役員推薦委員は、役員会で選出し、会長が指名する。

(監事)

第10条 本会に監事2名を置く。

2 監事は、本会の会計を監査する。

3 監事の任期及び選出は、前2条を適用する。

(理事)

第11条 理事は、各加盟団体の代表をもって充てる。

(顧問及び参与)

第12条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要事項につき会長の諮問に応じる。参与は、会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第13条 本会の会議は、総会、理事会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

2 総会は、本会の最高決議機関で年1回開催し、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 事業計画及び事業報告に関する事

(2) 予算及び決算に関する事

(3) 役員承認に関する事

(4) 規約の改廃に関する事

(5) 会費に関する事

(6) その他、議決を要する重要な事項に関する事

3 総会は、各会またはグループ代表2名以上の出席(委任状は出席とみなす)をもって成立し、出席者の過半数をもって議決することができる。

4 理事会は、総会に次ぐ評議機関で次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 総会に付議する事項に関する事

- (2) 加盟、脱退の承認に関する事
- (3) 顧問、参与の承認に関する事
- (4) その他、会長が必要と認める事項に関する事
- 5 理事会は、理事の半数以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決することができる。
- 6 役員会は、本会の執行機関で会の運営に必要な事項を企画立案する。

(委員会)

第14条 第4条の事業を行うために委員会を設けることができる。委員会の構成、活動の内容等については役員会において定める。

(会計)

第15条 本会の経費は、会費、市補助金その他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、会員1人につき年額500円とし、納入方法等については役員会で定める。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(加盟及び脱退)

第16条 本会に加盟しようとする団体は、その代表者により次の書類を提出し、理事会の承認を受け、総会に報告する。

- (1) 加盟申込書
- (2) 規約
- (3) 会員名簿
- (4) 団体登録票

- 2 本会から脱退しようとする団体は、会長あて脱退届を提出し、理事会の承認を受け、総会に報告する。

(登録票等)

第17条 本会に加盟の各団体は毎年、団体登録票を提出しなければならない。

- 2 本会加盟団体に毎年、加盟登録証を交付する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、会の運営について必要な事項は、会長が役員会に諮り、理事会で承認を得るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年5月7日から施行する。

(旧規約の廃止)

2 綾瀬市文化団体連盟規約（平成元年5月13日施行）は、廃止する。